

(件名)

高齢者の移動支援

(健康局健康増進課)

1 概要

- ・市町は、地域住民等の有償ボランティア等による外出支援を促進する。
- ・市町は、運転免許自主返納者への公共交通機関利用時の助成等の支援を行う。

2 制度の概要

(1) 道路運送法上の取り扱い () の数値は実施市町数

	対象地域が交通空白地のみ		利用対象者が要介護者のみ		法律上の明確な位置付けなし
法律上の呼称	市町村運営有償運送・交通空白輸送 (11)	公共交通空白地有償運送 (2)	市町村運営有償運送・市町村福祉輸送 (3)	福祉有償運送 (23)	住民主体の移動サービス (22)
運行主体	市町村	NPO等	市町村	NPO等	住民ボランティア・住民団体等
ナンバー	白				
運転免許	1種免許でも可(要認定講習)				
対象者	不特定	限定(会員等)	限定(要介護者等)	限定(要介護者等)	不特定
利用者負担	有償(バス運賃が目安)	有償(タクシーの概ね1/2が目安)	有償(バス運賃が目安)	有償(タクシーの概ね1/2が目安)	ガソリン代実費等
概要と典型例	白ナンバーのコミュニティバス・乗合ワゴン・個別輸送	NPO等による住民の送迎サービス(相乗り・個別輸送、路線・路線無しなど様々)	自治体による障害のある人や要介護者の送迎サービス(福祉車両や一般車両を使用し相乗りも可)	NPO等による障害のある人や高齢者等の送迎サービス(福祉車両や一般車両を使用し、基本は個別輸送)	住民団体やボランティア等による、高齢者等の送迎サービス(送迎の対価としての利用者からの金銭等の受領は不可)

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業上の取り扱い

総合事業の類型		訪問Dケース1) 通院や買物等	訪問Dケース2) 通所目的	訪問B	通所B	一般介護予防事業
内容・目的地		通院等における送迎前後の付添支援(目的地はケアマネジメントによる)	通所Bや一般介護予防事業による通いの場の送迎を別主体が実施	(住民主体で)家事支援等生活支援の一部として送迎を実施	通所Bへの送迎(同一主体でも別主体でも)	通いの場への送迎(同一主体でも別主体でも)
補助が可能な経費	コーディネーター人件費	○	○	○	○	○(市町村判断)
	家賃・通信費等	○	○	○	○	○(市町村判断)
	車両維持購入費	×	○(市町村判断)	×	○(市町村判断)	○(市町村判断)
	ガソリン代	×	○	×	○	○
補助対象となる利用者		要支援1、要支援2、基本チェックリスト該当者				高齢者は誰でも
ケアマネジメントの要否		要	要	要	要	不要
利用者負担(登録不要の場合)		ガソリン代実費	ガソリン代実費	家事支援と同一の利用料	サロン利用料のみ	サロン利用料のみ

3 市町の取組状況

(1) 運転免許自主返納者への支援

区分	運転経歴証明書 交付手数料助成	地域交通利用券 交付・割引等	自発光反射材 配布等	実施市町 計
市町数	16 市町	22 市町	6 市町	30 市町

(2) 道路運送法における許可は又は登録が必要な外出支援の取組

(基準日：令和3年4月1日、地域交通課所管分)

区分	デマンド運行 (バス・タクシー)	交通空白地有償運送		福祉有償運送	
		市町主体	NPO 等主体	市町主体	NPO 等主体
市町数	20 市町	11 市町	2 市町	3 市町	22 市町

(3) 道路運送法における許可は又は登録が不要な外出支援の取組

(基準日：令和3年4月1日、健康増進課所管分)

区分	ボランティア等 による外出支援	うち、総合事業 訪問型サービスD
市町数	22 市町	5 市町

(4) 主な取組内容（道路運送法における許可又は登録が不要な外出支援）

- ・運転ボランティアによる自家用車を用いたスーパー等への買い物支援・通院支援を実施
- ・運転ボランティアによる社会福祉法人の空き車両を利用したサロンへの送迎を実施
- ・社会福祉法人職員による地域貢献事業としてのスーパー等への買い物支援を実施

(5) 南伊豆町での実証実験の内容（令和2年度）

実施主体	形態	車両	実施内容
社会福祉法人 梓友会	乗合送迎	社会福祉法人車両	・社会福祉法人職員が自宅からサロンへの無償送迎を試行的に実施（地域貢献事業の一環として実施） ・毎週第2火曜日に実施（9/8から順次実施）
南伊豆町	乗合送迎	町公用車 (なのはな号)	・運転ボランティアが自宅から商店街（スーパー等）までの送迎を試行的に実施 ・毎週木曜日に実施（10/1から順次実施）
ボランティア	個別送迎	運転ボランティア 自家用車	・運転ボランティアが自宅からサロンやスーパー、病院等、利用者のニーズに応じた送迎を試行的に実施 ・利用者の希望に応じて実施（10月から順次実施）

※実証実験に限る

＜参考＞県内市町における取組状況

市町における運転免許自主返納者への支援状況（総括表）

基準日：令和3年4月1日

市町名	実施 ※1 (有・無)	実施内容			その他 (自発光式反射材 配布等)
		運転経歴証明書 交付手数料助成	地域交通利用券交付・割引等		
主な内容 ※2					
下田市	○	○			
東伊豆町	○	○			
河津町	×				
南伊豆町	○				○
松崎町	○		○	バス回数券割引、福祉タクシー利用券、買物等支援事業の利用	
西伊豆町	○	○	○	バス回数券割引、タクシー利用助成事業	
熱海市	○	○			
伊東市	○	○			
沼津市	○		○	①バス・タクシー利用券(5,000円)	○
三島市	○		○	①バス・タクシー・鉄道利用券(10,000円)	
御殿場市	○	○	○	①バス・タクシー利用券(10,000円)	
裾野市	○	○			
伊豆市	×				
伊豆の国市	○		○	①タクシー初乗り券9枚、バス・鉄道利用券3,000円分	
函南町	○		○	①バス・タクシー・鉄道利用券(15,000円)	
清水町	○	○	○	①バス・タクシー利用券(4,000円)	
長泉町	○	○	○	①バス・タクシー利用券(10,000円)	
小山町	○	○	○	コミュニティバス回数券(6,000円)	
富士宮市	○		○	①宮バス、宮タクの運賃及び富士急静岡バス(株)、山梨交通(株)の高齢者等優遇定期券購入、バス・タクシーで利用できる公共交通補助券(30,000円)	○
富士市	○	○	○	市内公共交通共通回数券(5,000円)	○
静岡市	×				
島田市	○	○			
焼津市	×				
藤枝市	○	○	○	①タクシー・バス乗車券(10,000円)自主運行バスの無料乗車券(1年)	
牧之原市	○		○	①タクシークーポン券 ②デマンドタクシー無料券 ※どちらも6,000円分相当	
吉田町	×				
川根本町	○		○	①町営バス・デマンドタクシー利用券(11,000円)	
磐田市	○		○	デマンド型タクシーの減免(半額)	
掛川市	○	○	○	①バス・タクシー・鉄道利用券(10,000円)	
袋井市	○	○			○
御前崎市	○		○	福祉タクシー割引乗車券(最大20枚)	
菊川市	○		○	コミュニティバス運賃免除(100円)	
森町	○	○	○	公共交通利用券購入費助成(上限3,000円)	○
浜松市	○		○	地域バス運賃半額減免(1年)	
湖西市	○		○	自主運行バス無料乗車券(2年)	
合計	30	16	22		6

※1 対象者は本人のみ、財源はいずれも市町単独事業

※2 「①」と表記があるのは、1回に限り交付

公共交通・外出支援における県内市町の取組状況一覧

(基準日：令和3年4月1日、地域交通課所管分)

市町 名	制度	デマンド運行 (バス・タクシー)		交通空白地有償運送				福祉有償運送			
				市町が主体		NPO法人等が主体		市町が主体		NPO法人等が主体	
	実施 主体	市町 ※ 委託 実施 含む	実施数	市町 ※ 委託 実施 含む	実施数	各種 団体	実施 団体 数	市町 ※ 委託 実施 含む	実施数	各種 団体	実施 団体 数
下田市				○	1						
東伊豆町											
河津町				○	1						
南伊豆町				○	1						
松崎町	○	3									
西伊豆町										○	1
熱海市										○	3
伊東市	○	1								○	1
沼津市	○	1								○	3
三島市										○	2
裾野市	○	1								○	4
伊豆市											
伊豆の国市	○	2								○	2
函南町										○	1
清水町										○	2
長泉町	○	2								○	2
御殿場市										○	2
小山町	○	1								○	1
富士宮市	○	9									
富士市	○	10								○	1
静岡市				○	3			○	1	○	6
島田市	○	1		○	6					○	1
焼津市	○	1									
藤枝市	○	3		○	2						
牧之原市	○	4		○	3						
吉田町											
川根本町	○	3		○	3			○	2		
磐田市	○	8								○	2
掛川市	○	2				○	5			○	4
袋井市	○	5		○	2					○	1
御前崎市								○	1	○	1
菊川市	○	2		○	7					○	3
森町				○	7						
浜松市	○	10				○	2			○	6
湖西市	○	2								○	1
合計		20	71	11	36	2	7	3	4	22	50

公共交通・外出支援における県内市町の取組状況一覧

(基準日：令和3年4月1日、健康増進課所管分)

市町名	制度	道路運送法における登録又は許可を要しない輸送 ボランティア等による輸送・生活支援サービス														実施市町数	実施団体数
															総合事業 D型サービス		
	市町※ 委託 実施 含む	実施 団体 数	社協	実施 団体 数	自治 会 等 の 自 治 組 織	実施 団体 数	シル バー 人 材 セ ン ター	実施 団体 数	社会 福祉 法 人 等	実施 団体 数	NPO 等	実施 団体 数	市町※ 団体 等 に 補 助	実施 団体 数			
下田市																	
東伊豆町																	
河津町																	
南伊豆町				○	1									○	1	○	2
松崎町																	
西伊豆町						○	1									○	1
熱海市																	
伊東市																	
沼津市																	
三島市						○	1									○	1
裾野市						○	1									○	1
伊豆市	○	1	○	1	○	1										○	3
伊豆の国市																	
函南町						○	1							○	1	○	2
清水町																	
長泉町																	
御殿場市				○	1	○	2									○	3
小山町																	
富士宮市									○	1	○	1				○	2
富士市	○	1							○	1						○	2
静岡市				○	7				○	1	○	2				○	10
島田市				○	1											○	1
焼津市	○	1														○	1
藤枝市				○	6				○	4				○	1	○	11
牧之原市									○	1						○	1
吉田町	○	1												○	1	○	2
川根本町																	
磐田市				○	1											○	1
掛川市																	
袋井市	○	3									○	1				○	4
御前崎市	○	1	○	1	○	4										○	6
菊川市	○	2	○	1	○	1										○	4
森町				○	1											○	1
浜松市														○	1	○	1
湖西市						○	2		○	1						○	3
合計		7	10	10	21	9	14	0	0	6	9	3	4	5	5	22	63

